

東浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対し通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

2 この要綱において「第三者等」とは、国又は地方公共団体の機関を除いたものであって、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属する者以外のものをいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては戸籍の附票若しくは戸籍に記載されている者、直系尊属及び直系卑属以外のものをいう。

(登録)

第3条 本町が作成した住民票、戸籍の附票又は戸籍に記載されている者で本人通知制度の利用を希望するものは、町長の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、東浦町本人通知制度登録申請書（様式第1）により、町長に申請するものとする。

2 前項の申請をする者（以下「申請者」という。）は、個人番号カード、旅券、運転免許証、各種健康保険証、介護保険証等で、申請者が本人であることを確認するため町長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又はその写しを提出するものとする。

3 第1項の申請を本人の代理人がしようとするときは、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又はその写しを提出するものとする。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本町に備える戸籍簿等により法定代理人であることを確認することができるときは、これを省略することができる。

- (2) 法定代理人以外の代理人 委任状
(登録の実施等)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町本人通知制度登録者名簿（様式第2）に、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録日
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 通知対象の住所
- (7) 通知対象の本籍及び筆頭者
- (8) 連絡先

2 町長は、前項の規定により東浦町本人通知制度登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

（登録事項の変更の届出等）

第6条 登録者は、前条第1項の規定により登録を受けた事項に変更があったときは、東浦町本人通知制度登録事項変更届出書（様式第3）により、町長に届け出るものとする。

2 登録者は、登録の取消しを希望するときは、東浦町本人通知制度登録取消申請書（様式第4）により、町長に申請するものとする。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の届出及び前項の申請について準用する。

（住民票の写し等を交付した場合の本人通知）

第7条 町長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、東浦町住民票の写し等交付通知書（様式第5）により、次に掲げる事項を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 住民票の写し等の交付請求をした者の種別

（登録の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から第6条第2項の規定による登録の取消しの申請があったとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明しないことにより、当該登録者の住民票が住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権により消除されたとき。

(4) その他町長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

東浦町本人通知制度登録申請書

年 月 日

東 浦 町 長

東浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者 (窓口に来られた方)	区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人		
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	現住所	〒 ー		
	連絡先			
登録する方	区分	☐ 申請者と同じ		
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	現住所	〒 ー		
	連絡先			
通知対象	住所	☐ 登録する方の現住所と同じ		
	本籍	☐ 登録する方の現住所と同じ		
	筆頭者	☐ 登録する方と同じ		

注 各欄に必要事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

様式第 2 （第 5 条関係）

東浦町本人通知制度登録者名簿

登録 番号	登録日	氏名	性別	通知対象の住所	連絡先	変更又は廃止年月日
		生年月日		通知対象の本籍／筆頭者		
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止
			男・女			変更・廃止

様式第3 (第6条関係)

東浦町本人通知制度登録事項変更届出書

年 月 日

東 浦 町 長

東浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録内容の変更を届け出ます。

届出者 (窓口に来られた方)	区分	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 代理人
	フリガナ			
	氏名		生年月日	
	現住所	〒 ー		
	連絡先			
登録の内容 を変更される方	区分	☐ 届出者と同じ		
	フリガナ			
	氏名		生年月日	
	現住所	〒 ー		
	連絡先			
	変更内容	☐ 現住所 ☐ 本籍 / 筆頭者 ☐ その他 ()		
	変更前			
	変更後			

注 各欄に必要事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

様式第 4 （第 6 条関係）

東浦町本人通知制度登録取消申請書

年 月 日

東 浦 町 長

東浦町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録の取消しを申請します。

申請者 (窓口に来られた方)	区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人		
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	現住所	〒 ー		
	連絡先			
登録の取消 しをされる 方	区分	☐ 申請者と同じ		
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	現住所	〒 ー		
	連絡先			

注 各欄に必要事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

様式第 5 （第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町住民票の写し等交付通知書
あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、通知します。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	種別
	通数
住民票の写し等の交付請求をした者の種別	・ 本人の代理人 ・ 本人の代理人以外の第三者